



税務情報

国税庁からの公表情報

1. 消費税の軽減税率制度に関する Q&A 等の改訂版の公表

国税庁のウェブサイトの「[消費税の軽減税率制度について](#)」というページには、消費税の軽減税率制度に関する Q&A、通達やリーフレット、税額計算に関する資料(軽減税率の対象となる飲食料品の譲渡等がある場合の消費税額の計算及び申告書の作成方法を具体的な数値を用いて説明するもの)などが掲載されています。

Q&A については、寄せられた質問や疑問点を踏まえて、随時、追加や掲載内容の改訂が行われることとされているところ、国税庁は 8 月 1 日、以下の 2 つの Q&A の改訂版を公表しました。

■ [消費税の軽減税率制度に関する Q&A\(個別事例編\)](#)

この Q&A は、軽減税率の対象となる飲食料品の範囲や軽減税率の対象から除外される外食の範囲などを具体的な個別事例を用いて解説するもので、2016 年 4 月 12 日の初版公表以来 5 回目の改訂となる今回、新たに 19 問が追加されるとともに、4 問が改訂されました(Q&A には追加又は改訂された時期が明記されています。)

たとえば、遊園地の売店にとっての飲食設備とは、売店のそばに設置したテーブルや椅子など売店の管理が及ぶものが該当し、遊園地といった施設全体や園内に点在している売店の管理の及ばないベンチなどは該当しない旨(問 68)や、特定のペットボトル飲料に非売品のおもちゃを付けた状態で販売する場合には一体資産の譲渡として軽減税率の適用を判断する旨(問 89)などが解説されています。

今回追加又は改訂された Q&A は、以下のとおりです。

【追加された Q&A】

- 問 22 炭酸ガスの販売
- 問 26 キャラクターを印刷したお菓子の缶箱等
- 問 28 割り箸を付帯した弁当、ストローを付帯した飲料等
- 問 30 飲用後に回収される空きびん
- 問 41 製作物供給契約による飲食料品の譲渡等の取扱い
- 問 43 自動販売機の手数料

- 問 44 物流センターの使用料(センターフィー)
- 問 54 従業員専用のバックヤードで飲食する場合
- 問 60 セット商品のうち一部を店内飲食する場合
- 問 67 合意等の範囲
- 問 68 遊園地の売店
- 問 88 食品と非売品のおもちゃの一括譲渡
- 問 89 販促品付きペットボトル飲料
- 問 90 特定の飲食料品を購入した際にレジで配布される販促品
- 問 94 食品と食品以外の資産の仕入れに共通して要した付随費用
- 問 95 一体資産に含まれる食品に係る部分の割合の売価による判定
- 問 100 ホテルに対して販売する新聞
- 問 102 紙の新聞と電子版の新聞のセット販売
- 問 117 年間契約の区分記載請求書

【改訂された Q&A】

- 問 14 みりん、料理酒、調味料の販売
- 問 27 桐の箱の容器
- 問 42 販売奨励金
- 問 51 屋台等での飲食料品の提供

なお、この Q&A と同時に公表された[「消費税の軽減税率制度に関する Q&A\(制度概要編\)」](#)は、今回改訂されていません。

■ [消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A](#)

複数税率制度のもとで仕入税額控除を適正に行うため、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が 2023 年 10 月 1 日から導入されることとされています。

この Q&A は、全 80 問を通してインボイス制度の内容を網羅的に解説するもので、2018 年 6 月 13 日の初版公表以来 2 回目の改訂となる今回、新たに 4 問が追加されました(Q&A には追加された時期が明記されています。)

たとえば、日々商品の返品が行われる場合の適格返還請求書の記載方法(問 40)や、適格請求書発行事業者に保存が義務付けられている「交付した適格請求書の写し」には適格請求書の記載事項が確認できる程度の記載がされているもの(適格簡易請求書に係るレジのジャーナルや複数の適格請求書の記載事項に係る一覧表・明細表など)も含まれる旨(問 51)などが解説されています。

今回追加された Q&A は、以下のとおりです。

【追加された Q&A】

- 問 40 売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日の記載
- 問 51 適格請求書等の写しの範囲
- 問 66 見積額が記載された適格請求書の保存等
- 問 78 売上税額の積上げ計算における適格請求書の交付の範囲

2. 財務諸表の CSV 形式データの作成方法に関する情報の公表

国税庁は 7 月 31 日、e-Tax のウェブサイトにて「[財務諸表の CSV 形式データの作成方法について\(令和 1 年 7 月 31 日\)](#)」というお知らせを掲載し、新たに設けた「[財務諸表の CSV 形式データの作成方法\(暫定版\)](#)」のページを公表しました。

2018 年度税制改正により、e-Tax における財務諸表については、2020 年 4 月以後の申告から現状のデータ形式(XBRL 形式)に加えて CSV 形式による提出も可能とされました。

今回公表されたページには、財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)の CSV 形式データを作成するに当たり参考とすべき「勘定科目コード」及び「標準フォーム」の暫定版(確定版は、2020 年 2 月下旬に公開される予定です。)のほか、CSV 形式データ作成に当たっての留意事項や具体的な作成のイメージも掲載されています。

なお、以下の情報については今後掲載される予定です。

- 財務諸表(その他 - 株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書、損益金の処分表、製造原価報告書(特定取引勘定設置銀行)及び個別注記表)の「勘定科目コード表」及び「標準フォーム」(2019 年内に掲載予定)
- CSV ファイルチェックコーナー(作成された CSV ファイルのエラーの有無をチェックできるコーナー)(2020 年 3 月掲載予定)
- 財務諸表の CSV データ形式の柔軟化、標準フォーム等についてよくある質問(2020 年 3 月掲載予定)

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.